個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報の取扱いにあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者の明確化）

第３　乙は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（従事者への周知）

第４　乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（従事者の交代）

第５　甲は、従事者のうち不適格な者がいると判断した場合、乙に対し当該従事者の交代を要求することができる。

（従事者への監督及び教育）

第６　乙は、従事者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

（安全確保の措置）

第７　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及び紛失その他の事故防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第８　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該契約を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第９　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第 10　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持出しの禁止）
第 11　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を特定された作業所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）
第 12　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報は自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還等）
第 13　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与若しくは引き渡され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了又は解除されたら直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示した場合は、当該指示によるものとする。

（報告義務）
第 14　乙は、甲から求めがあったときは、この契約により取り扱う個人情報の取扱状況を甲に報告しなければならない。

（事故発生等における報告）
第 15　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取扱規程等の作成）
第 16　乙は、特定個人情報の適正な管理の確保を図るため、特定個人情報の取扱いに関する規程等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

（実地調査）
第 17　甲は、必要があると認めるときは、この個人情報取扱特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、実地に調査することができる。

（勧告）
第 18　甲は、乙がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）
第 19　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）
第 20　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及び紛失その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。